

○学校法人東京経済大学寄附行為施行規則

1998年11月18日

制定

(目的)

第1条 この規則は、学校法人東京経済大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）を施行するため、必要な事項について定める。

(役員の任期等)

第2条 寄附行為第7条第1項第5号及び第6号に定める理事並びに寄附行為第23条第1項に定める監事は、原則として、それぞれの選任区分に基づいて連続して3期を超えては選任しないこととする。ただし、在任期間のうち前任者の残任期間がある場合は、これを含まない。

2 前項の役員は、就任時満80歳を超えては選任しないこととする。

(理事候補者の選出)

第3条 寄附行為第7条第1項各号に定める理事の選任に当たっては、次の各項に掲げるとおり理事候補者を選出する。

2 寄附行為第7条第1項第1号に定める理事の候補者は、理事長が学長に選任された者を理事会に提案し、理事会が選出する。

3 寄附行為第7条第1項第2号に定める理事の候補者は、学長が副学長に選任された者を理事会に提案し、理事会が選出する。

4 寄附行為第7条第1項第3号に定める理事の候補者は、経済学部長、経営学部長、コミュニケーション学部長、現代法学部長及び全学共通教育センター長の互選に基づき、学長が理事会に提案し、理事会が選出する。

5 寄附行為第7条第1項第4号に定める理事の候補者は、学長が事務局長に選任された者を理事会に提案し、理事会が選出する。

6 寄附行為第7条第1項第5号に定める理事の候補者選出は、次の各号による。

(1) 寄附行為第7条第1項第5号に定める理事の候補者を選出するために、卒業生理事候補者選考委員会（以下この項において「委員会」という。）を設ける。

(2) 委員会は、理事長、学長及び寄附行為第7条第1項第2号から第4号に定める理事、寄附行為第7条第1項第5号に定める理事、寄附行為第7条第1項第6号に定める理事の各区分から理事長が指名する理事各1名並びに寄附行為第7条第1項第5号に定める理事又は寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員のうちから理事長が指名する者1名又は2名

をもって構成し、理事長が委員長となる。

- (3) 委員会は、この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者のうちから候補者5名を選考し、理事長が理事会に提案し、理事会が選出する。

7 寄附行為第7条第1項第6号に定める理事の候補者選出は、次の各号による。

- (1) 寄附行為第7条第1項第6号に定める理事の候補者を選出するために、学識経験者理事候補者選考委員会（以下この項において「委員会」という。）を設ける。
- (2) 委員会は、理事長、学長及び寄附行為第7条第1項第2号から第4号に定める理事、寄附行為第7条第1項第5号に定める理事、寄附行為第7条第1項第6号に定める理事の各区分から理事長が指名する理事各1名をもって構成し、理事長が委員長となる。
- (3) 委員会は、学識経験者のうちから候補者5名を選考し、理事長が理事会に提案し、理事会が選出する。

（常務理事の選定等）

第4条 寄附行為第14条第3項に定める常務理事の選定は、理事長が、学長と協議した候補者を理事会に提案し、その承認を得て行う。

2 常務理事の分掌は、理事会において定める。

3 常務理事が理事の地位を退いたときは、常務理事の職を失うものとする。

（監事候補者の選出）

第5条 寄附行為第23条第1項に定める監事の候補者選出は、次の各号による。

- (1) 寄附行為第23条第1項に定める監事の候補者を選出するために、監事候補者選考委員会（以下この項において「委員会」という。）を設ける。
- (2) 委員会は、理事長、学長及び寄附行為第7条第1項第2号から第4号に定める理事から理事長が指名する理事1名並びに全ての監事をもって構成し、理事長が委員長となる。
- (3) 委員会は、監事の過半数の同意を得た上で監事候補者2名又は3名を選考し、理事長が理事会に提案し、理事会が選出する。

（評議員の選出）

第6条 寄附行為第33条第1項各号に定める評議員の選任に当たっては、次の各項に掲げるとおり評議員を選出する。

2 寄附行為第33条第1項第1号に定める評議員のうち、専任教員である評議員は経済学部教授会、経営学部教授会、コミュニケーション学部教授会、現代法学部教授会及び全学共通教育センター教授会において1名ずつ計5名選出し、専任職員である評議員は別に定める

細則に基づき4名選出する。なお、専任教員である評議員の選出については、「教授会等における投票による採決に関する細則」の第4条を準用する。また、次の各号に掲げる者は評議員になることができない。

- (1) 評議員の任期中に国外研究員派遣規程に基づき長期・中期研究員となることが決定している者
- (2) 評議員の任期中に派遣交換教員に関する規程に基づき集中講義担当を除く派遣教員となることが決定している者
- (3) 評議員の任期中に休職が決定している者

3 寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員の選出は、次の各号による。

- (1) 寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員を選任するために、卒業生評議員選考委員会（以下この項において「委員会」という。）を設ける。
- (2) 委員会は、寄附行為第7条第1項第2号から第4号に定める理事のうちから理事長が指名する理事1名及び寄附行為第7条第1項第5号に定める理事のうちから理事長が指名する理事2名並びに寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員のうちから委嘱された4名をもって構成し、委員長は委員の互選によって定める。
- (3) 前号の規定による委嘱は、理事長が寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員の集会（以下「卒業生評議員集会」という。）に諮った上で行う。
- (4) 卒業生評議員集会は理事長が招集し、議長は、卒業生評議員集会で互選する。ただし、評議員会の議長又は副議長が寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員であるときは、この議長を評議員会議長、副議長の順で充てる。
- (5) 委員会は、卒業生の同窓会である葵友会の推薦に基づき、この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから15名を選任する。

4 寄附行為第33条第1項第3号に定める評議員の候補者は、本施行規則第3条第7項の定めを準用して3名以上5名以内選出し、理事会が選任する。

（理事会）

第7条 寄附行為第17条第1項に定める理事会の招集は、原則として毎月1回とする。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時に理事会を招集することができる。

（理事長職務の一部委託）

第8条 理事長は、学校教育法第92条及び東京経済大学学則第52条に基づく学長による大学の運営を尊重するとともに、理事会と大学との円滑かつ良好な関係を維持・発展させるた

め、以下に掲げる理事会に付議すべき事項の立案を学長に委託する。

- (1) 学生定員及び学生入学者数に関する事項
- (2) 大学の学部・学科、大学院の研究科の設置・廃止に関する事項
- (3) 教育研究事業を対象とする補助金に関する事項
- (4) 教職員の採用及び身分に関する事項
- (5) 教職員役職者の任免に関する事項
- (6) 大学の重要な規程の制定・改廃に関する事項
- (7) 大学の式典・行事に関する事項
- (8) 他大学等との協定の締結に関する事項
- (9) その他理事長が必要と認めた事項

(大学運営会議)

第9条 学長が行う大学の運営における意思決定及び前条に規定する理事長から学長に委託された業務の遂行につき、学長を補佐することを目的として大学運営会議を大学に設ける。

2 大学運営会議の規程は、別に定める。

(常務理事会)

第10条 理事会の下に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長、学長及び常務理事で構成し、理事長が招集し、議長となる。
- 3 前項に掲げる構成員でない理事のうち理事長が必要と認めた者、監事及びその他理事長が必要と認めた者は、常務理事会に出席し、発言することができる。
- 4 常務理事会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 5 常務理事会は、次の各号に掲げる事項について、協議、決定及び連絡調整を行う。
 - (1) 理事会及び評議員会に付議する大学経営の基本的事項に関すること
 - (2) 理事会決定事項の執行に関すること
 - (3) この法人の日常業務の執行に関すること
 - (4) その他理事長が必要と認めたこと
- 6 常務理事会の議決は、構成員である出席者全員の合意によることを原則とするが、合意が整わない場合は理事長の決定に委ねる。

(経理・物品調達等)

第11条 理事会の業務のうち、経理に関する業務の処理、固定資産・物品等の調達及び管理並びに資金運用に関する規程は、別に定める。

(評議員会議長及び副議長)

第12条 寄附行為第46条に定める評議員会で選任した評議員会議長(以下「議長」という。)
又は評議員会副議長(以下「副議長」という。)が欠けた場合の補欠の議長又は副議長の
任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 議長に事故あるときは、副議長が議長を代理する。
- 3 議長及び副議長がともに事故あるときは、評議員会において議長の職務を代理する者を定める。

(事務局及び事務局長)

第13条 法人及び大学の事務を処理するため、大学に事務局を置く。

- 2 事務局の組織と分掌の規程は、別に定める。
- 3 事務局長の選任は、学長が大学事務職員のうちから理事長と協議した候補者を理事会に提案し、その承認を得て行う。
- 4 事務局長の任期は3年以内とし、重任を妨げない。ただし、事務局長の在任期間は、原則として、連続して6年を超えることはできない。
- 5 事務局長は、理事長及び学長の統括の下に、事務局を指揮し、事務局業務を掌理する。
- 6 学長は、理事長と協議した上で、事務局長を解任することができる。解任は、学長が、その事由を示して、理事会において行う。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で理事会が行う。

附 則

- 1 この規則は、1998年(平成10年)12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により、「事務局設置要綱」は廃止する。

附 則

この規則は、2004年(平成16年)5月20日から改正施行する。

附 則

この規則は、2004年(平成16年)5月28日から改正施行する。

附 則

この規則は、2005年(平成17年)3月30日の文部科学大臣の寄附行為の認可に基づき、
2005年(平成17年)4月1日から改正施行する。

附 則

この規則は、2007年(平成19年)3月22日から改正施行する。

附 則

この規則は、**2013年（平成25年）6月1日**から改正施行する。

附 則

この規則は、**2015年（平成27年）4月1日**から改正施行する。

附 則

この規則は、**2023年（令和5年）6月1日**から改正施行する。

附 則

- 1 この規則は、**2024年（令和6年）11月18日**の文部科学大臣の寄附行為の認可に基づき、**2025年（令和7年）4月1日**から改正施行する。
- 2 「学校法人東京経済大学卒業生評議員選任細則」は、本規則の改正施行によって、これを廃止する。なお、**2026年（令和8年）度**の定時評議員会の終結の時までを任期とする寄附行為第33条第1項第2号に定める評議員の欠員の補充については、なお従前の例による。
- 3 第6条に規定する評議員の選出は、**2026年（令和8年）度**の定時評議員会の終結の時を任期の始期とする評議員に係る選任から適用する。